

## 勤務間インターバルの導入状況等の調査結果

(1) 厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」(委託事業)【別紙1】

\* 勤務間インターバルを導入している企業の割合: 2.2%

(※)本調査では、インターバル制度の明確な定義なし。

<調査概要>

業種、従業員規模別に抽出した企業を対象として調査。

調査対象数: 10,154

有効回答数: 1,743(有効回答率 17.2%)

(2) 厚生労働省「平成29年就労条件総合調査」(平成29年12月公表)

【別紙2】

\* 勤務間インターバル(※)について「導入している」と回答した企業の割合: 1.4%

(※)本調査では、インターバル制度は、労働協約、労使協定又は就業規則に当該制度が定められているものを指している。

<調査概要>

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者が30人以上の民営企業から、産業、企業規模別に抽出した企業を対象として調査。

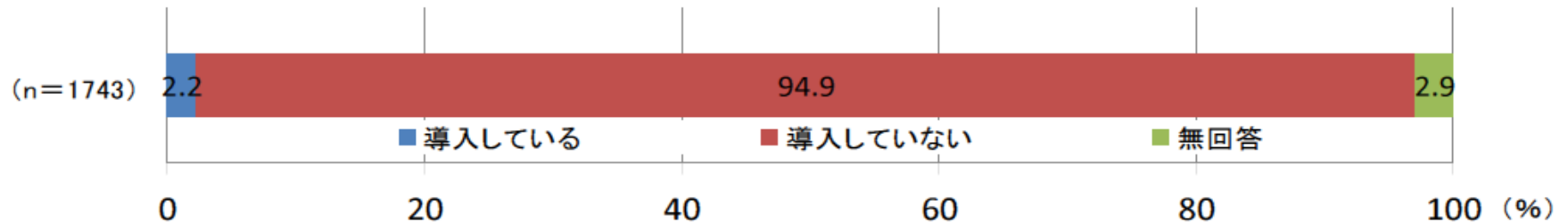
調査対象数: 6,367

有効回答数: 4,432(有効回答率 69.6%)

## (1) 「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」(委託事業)

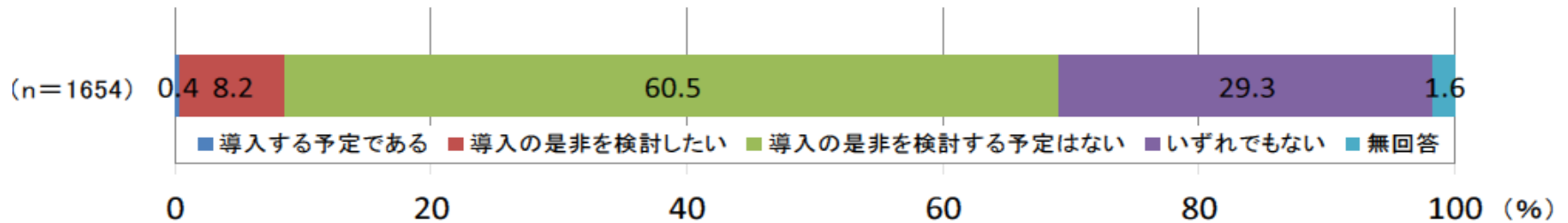
## ①導入状況

勤務間インターバルを「導入している」は2.2%、「導入していない」は94.9%。



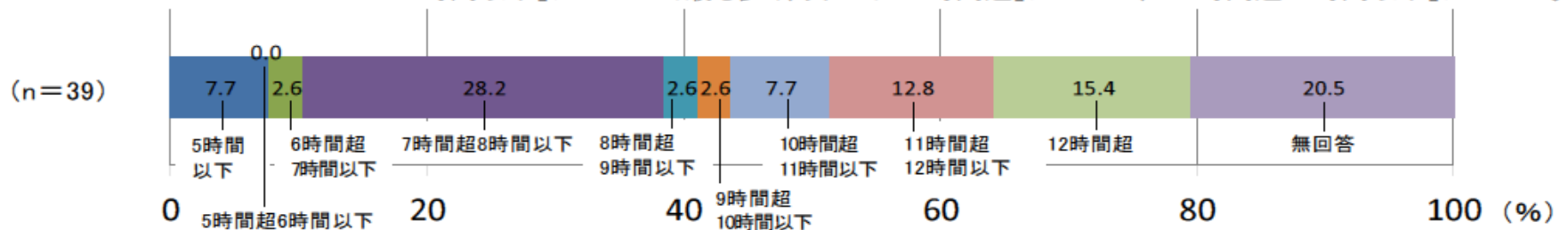
## ②今後の導入意向

導入していない企業における今後の導入意向については、「導入する予定である」が0.4%、「導入の是非を検討したい」が8.2%、「導入の是非を検討する予定はない」が60.5%。



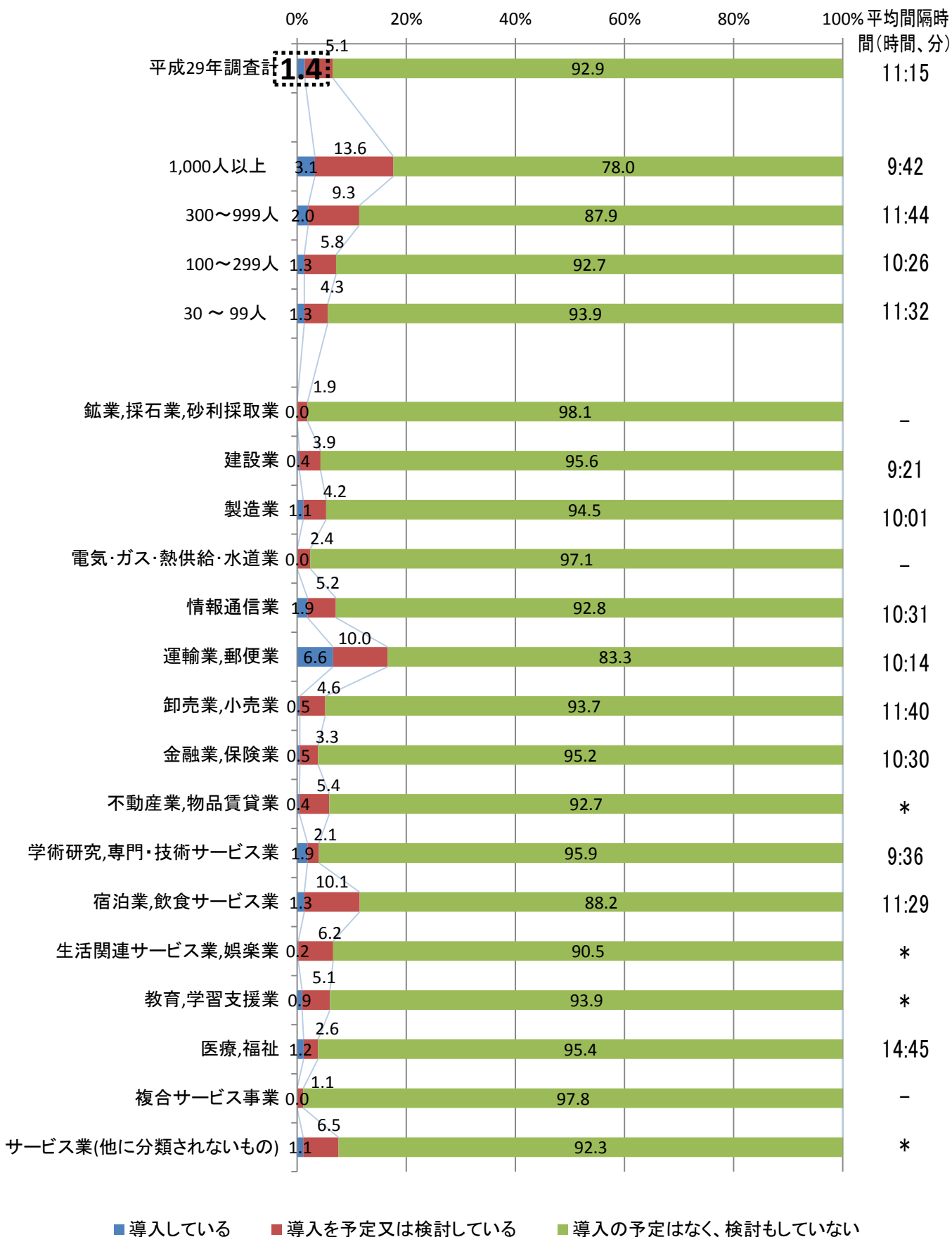
## ③インターバル時間

導入している企業における、確実にインターバルを確保しなければならない時間は、「7時間超8時間以下」が28.2%で最も多く、次いで「12時間超」が15.4%、「11時間超12時間以下」が12.8%。



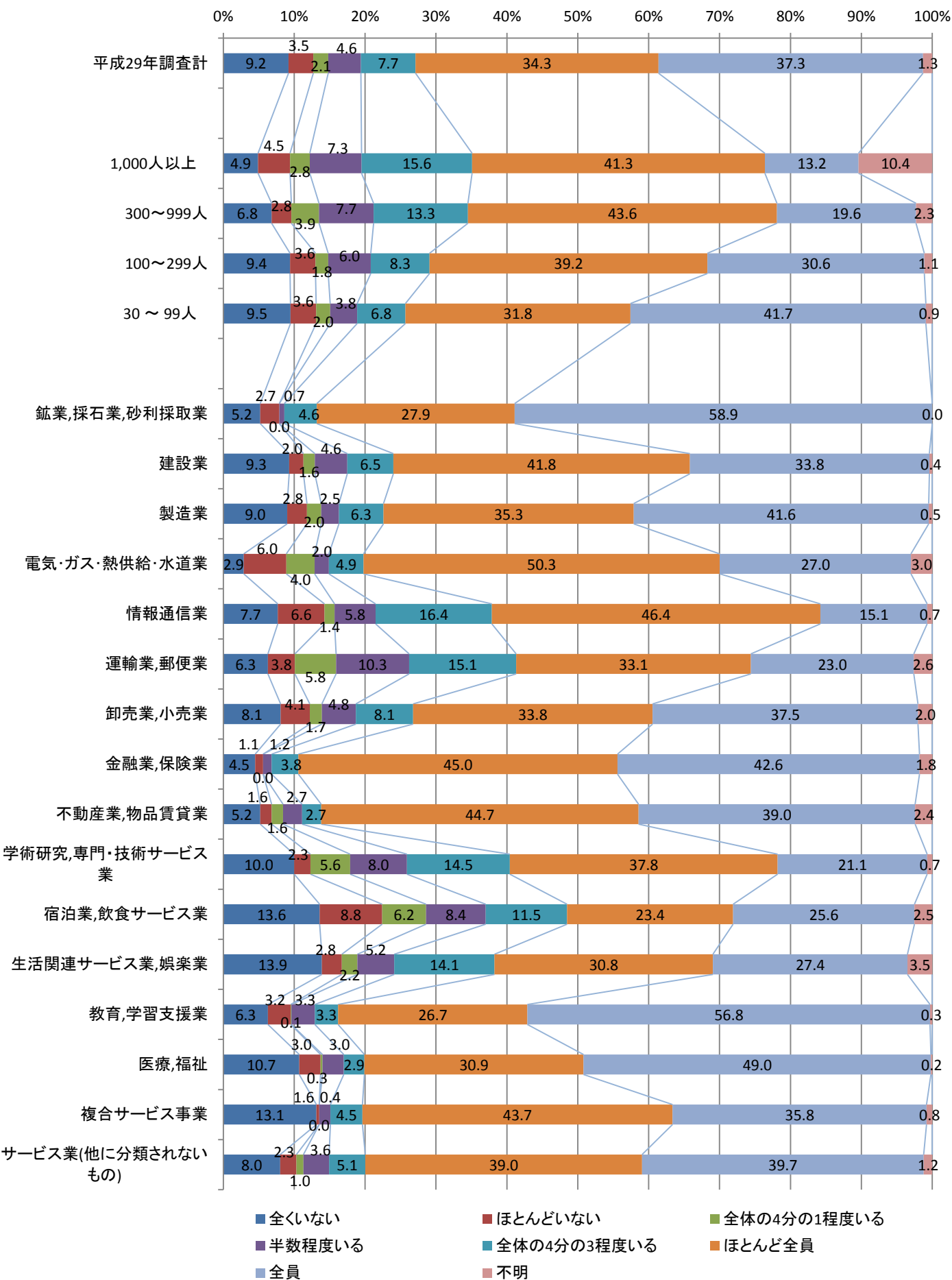
(2) 平成29年就労条件総合調査

①勤務間インターバルの導入状況別企業割合、導入企業の平均間隔時間

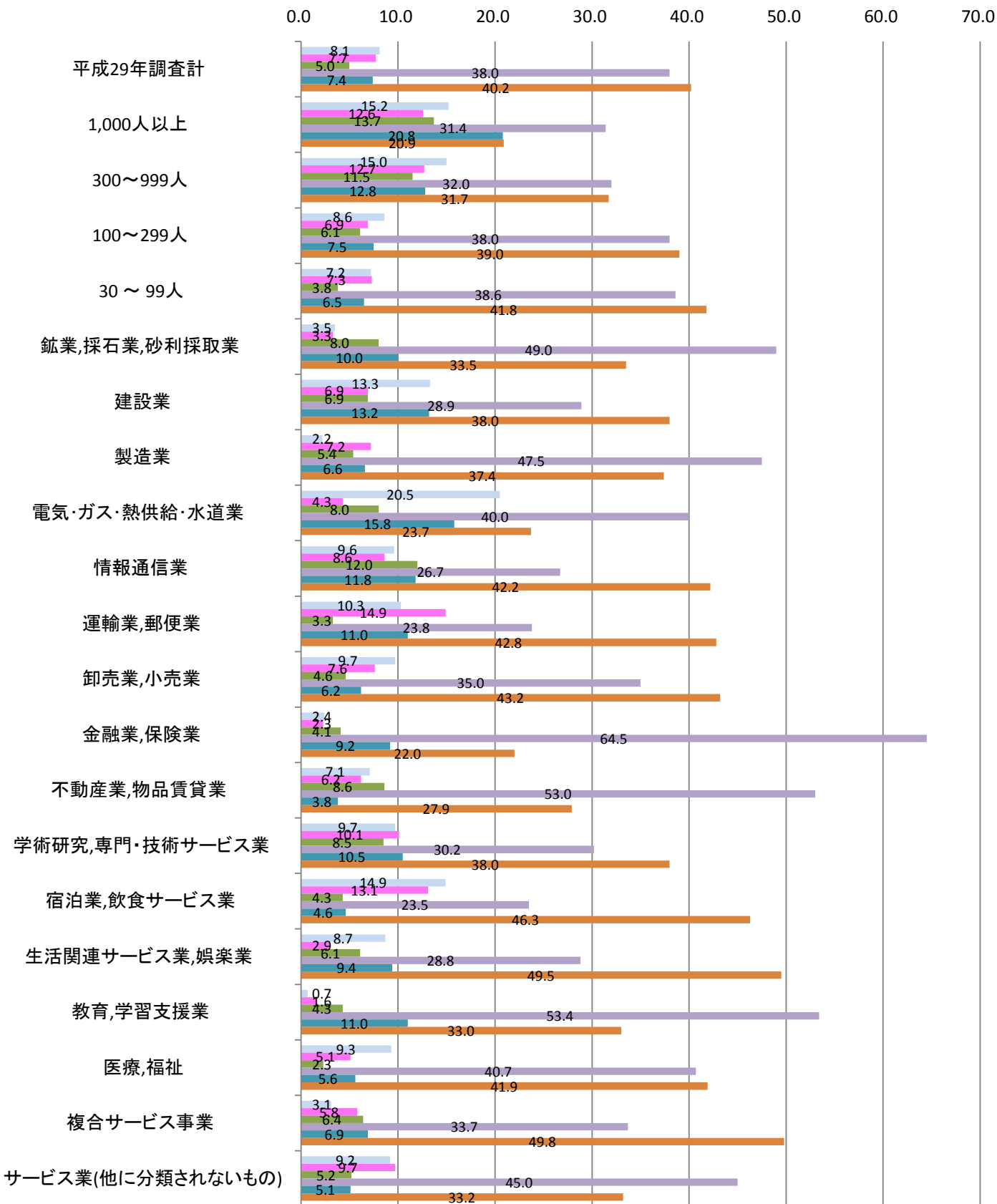


(出典)厚生労働省「平成29年就労条件総合調査」

## ②実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が 11時間以上空いている労働者の状況別企業割合



### ③勤務間インターバル制度を導入していない理由別企業割合



- 夜間も含め、常時顧客や取引相手の対応が必要のため
- 人員不足や仕事量が多いことから、当該制度を導入すると業務に支障が生じるため
- 当該制度を導入すると労働時間管理が複雑になるため
- 超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため
- その他
- 当該制度を知らなかったため

(出典)厚生労働省「平成29年就労条件総合調査」